三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、四・〇GHzを超え四・一GHz以下又は四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備　二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次の(イ)から(ハ)までに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

(イ)　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下

(ロ)　三・四GHzを超え四・一GHz以下（四・〇GHzを超え四・一GHz以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。）

(ハ)　四・五GHzを超え五・〇GHz以下（四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。）

(2)　三・四GHzを超え四・〇GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・八GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備　四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。

(イ)　三・四GHzを超え四・〇GHz以下

(ロ)　四・五GHzを超え五・〇GHz以下（四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の搬送波を含む場合を除く。）

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［ホ　略］

(2)　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三　陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　空中線電力（第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［ホ　同上］